

2023年度の事業計画について

2023年5月26日
社会福祉法人協立いつくしみの会
第15期 第13回理事会

はじめに

岸田内閣が閣議決定した2023年度予算は、戦後の安全保障政策の大転換を掲げて「専守防衛」を完全にながれ捨てた「安保3文書」にもとづいて、「集団的自衛権」「敵地攻撃能力」のために5年間で43兆円という大軍拡の初年度予算となりました。このことは、端的には、日本をアメリカの中国に対する軍事戦略の最前線基地として、日本を大きな危険にさらすことにつながります。

政府は、この軍拡財政確保のために、社会保障と教育予算を削減してすすめています。「全世代型の社会保障改革」路線をひきつづき推し進め、子ども・子育て支援予算は増加させていますが、その財源は、国債とともに、生活保護、年金、高齢者医療、国民健康保険、農業や中小企業予算を削減してあてようとしており、国民負担は増えるばかりで給付の削減も拡大しようという狙いです。

第211回通常国会で、岸田内閣は、軍拡のための財源や原発推進、入管法の改悪、マイナンバー改定法など、次々に強権発動し悪法を強行しました。どの問題でも、この悪法に反対する国民的運動が広がっています。この悪法成立に手を貸し、さらなる悪法に仕立てあげた維新の会や国民民主党にも批判が集まっています。

また、国会後、岸田首相が、来年の総裁選までに憲法改定をすると明言していることは重大です。

総選挙では、こうした悪法推進の連合と、改憲勢力への厳しい審判を下し、国民の暮らしと平和、社会保障を守り、悪法の実施を許さない、国民的運動の発展と連携が重要になっています。

2023年度は、社会情勢の特徴をふまえて、当法人の役割や重点方針を明らかにして事業活動をすすめる必要があります。直面する情勢を踏まえて、下記の点を呼びかけ、運動をすすめます。

- ① ひきつづき感染と災害に強い法人・施設・事業所づくりと事業運営をすすめよう
- ② 地域福祉に貢献していくために、ケアの質向上と経営活動の前進をはかり、人材確保と次代の担い手づくりをすすめよう
- ③ 人権としての社会保障をまもり、とりわけ介護保険制度・報酬改悪、後期高齢者医療の改悪を許さず、改善と充実をもとめていこう
- ④ ウクライナ戦争に反対し、憲法改悪、大軍拡・大增税を許さず、平和と暮らしを守る運動をすすめよう
- ⑤ 総選挙は、悪政を阻止し、政治を変えるチャンスとして、選挙にいかう、未来を切り拓いていこう

今年、介護保険制度の次期見直しが具体化されていきます。

昨年、審議では、財界や財務省の圧力によって、利用料の引き上げやケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助の総合事業への移行など、利用者・事業者双方にさらなる困難を押しつける論点を示され、「史上最悪の見直し」とも称されました。

全日本民医連や21老福連を含む介護7団体は、こうした動きに対して、全国的に学習と宣伝、署名活動、国会への請願行動によって、この改悪案が再検討となり、先送りされるという成果も生み出しました。ひきつづき全国各地で活動の広がりをつくっていくことが重要です。

社協では、介護保険制度の抜本的な改革をよびかけており、この学習と結びつけて、介護改善運動として介護ウェブのとりくみを前進されることが重要です。国や自治体への制度改悪を阻止する運動だけではなく、地域や利用者の実態から制度の充実を求める運動をすすめていくことも重視してすすみましょう。

地域では、独居、老々世帯が拡大し、日常生活に困難を抱える高齢者が増大しています。

警視庁の発表では、昨年に行方不明の届け出があったのは全国で 8 万 4910 人となっています。そのうち、認知症を原因とするものは、22.0%を占めています。認知症となった高齢者の行方不明は、1 万 8709 人で過去最多となり、10 年で 2 倍に増加したと伝えています。

これは、在宅生活が困難となっても、介護保険施設や有料老人ホームに入れず、そのまま在宅で過ごす認知症の高齢者が急増し、在宅で過ごせる支援や家庭介護力、地域での見守りする環境づくりが追いついていない状況をあらわしています。自治体や警察、介護・福祉サービスの関係者らも対応に力を注いでいますが、とても実態には見合っておらず、今後、さらに深刻になることが予想されています。

こうした対象者に行政が積極的に介入する姿や政策はみつからず、困難事例を行政に持ち込んで、既存の諸制度や支援策の活用とともに、解決するまで対応を迫っていく必要もあります。

一方では、地域の中での居場所づくりや助け合いの運動やネットワークづくりなど、私たちは介護や福祉、医療の専門家として積極的に参加していく必要もあります。

また、地域の福祉関係の法人や事業所との顔の見える関係づくりと相互理解、連携と協力関係も広げていく必要があります。

1.2023 年度活動の重点方針について

① 戦争できる国づくりに大暴走の岸田内閣による大軍拡・大增税に対する国民の反対の声は日々増えています。国民的な悪政阻止の大運動をすすめよう。

2023 年度は、全役職者会議において、管理者集団に依拠し、「憲法」・「平和」・「社会保障」の運動を推進するチームをつくり、法人全体の運動をけん引していく仕組みづくりをはじめています。民医連運動の次代を担う職員の育成を意識して取り組んでいきます。

2023 年度は、憲法と平和と社会保障の運動も、次代を担う職員自身が創意工夫して、楽しく元気に展開できる活動をめざしてとりくんでいきます。

ひきつづき、介護の改善を求める運動とともに、2024 年度の介護保険制度と介護報酬、医療も障害も同時改定され、札幌市の次期介護保険事業計画も始まります。

これに対応した事業のあり方についても検討をすすめる必要があります。

改定を見越して、2024 年度の役職者配置を早めに確定させ、現任の役職者と来年度からの配置につく役職者とともに、制度と報酬改定の対応と対策、経営改善と経営計画づくりの準備を開始していきます。

② 新型コロナ感染防止・感染症に強い施設・事業所づくりをひきつづきすすめよう。

この間の活動では、コロナ禍の収束が見通せない中、各地の介護事業所では感染リスクを下げる最大限の努力をしながら、利用者・家族に寄り添いその生活をささえてきました。

感染症法上、新型コロナウイルス感染症が季節性のインフルエンザと同様の第 5 類に変更されましたが、介護事業所における感染への対応は当面変わらずに経過することが予測されます。5 類になり、公費での一連の施策が、基本的には自己負担となっています。

事業所にとっても、利用者家族にとっても負担増になり、総じて受診抑制や利用控えにつながり、重症化や死亡率を高めることが懸念されます。感染対策とともに、発生時の職員処遇の見直しや、あらためて感染対策についても検討を進めています。

2021 年度の制度改定により、災害と感染に対する BCP(事業継続計画)の作成計画、高齢者虐待の防止の対策、ハラスメント防止対策など、事業所ごとに整備が急がれています。

一方では、この 3 年間のコロナ禍において感染防止対策とともに、医療機関や保健所機能のひっ迫する中で奮闘してきた介護福祉施設や事業所への支援策は増えるどころか縮小され続けています。

この点でも、ひきつづき、実態に見合った政府と自治体の支援策と補助対策がすすめられるように働きかけていきます。

③ 人材確保と育成、民医連運動の次代の担い手づくり

コロナ禍は慢性的な人手不足で苦しむ介護事業を直撃しました。

現場の職員体制が厳しくなっているなか、各地で職員確保に向けた努力が重ねられてきましたが、実態としては、紹介会社を通じてしか、人材確保はすすまないという難しい状況にあります。

事業所職員からの紹介活動の強化や無資格者の受け入れと資格取得制度の見直し、奨学金制度の活用、処遇改善についても急がれます。

全国的には、コロナ禍のもとで失業や就業困難が生じ、初任者研修の受講者の層がひろがっているということや外国人留学生の受け入れを検討しているという法人もあります。

多くの法人と事業所では、紹介会社に頼らざるを得ず、紹介料が経営を圧迫しているという状況になっています。

介護人材の養成や担い手に対する国や自治体の政策はなおざりにしたまま、外国人の採用を促進する会社には自治体は委託や援助をすすめています。

この点についても、国や自治体にむけた人材確保にむけた事業者や事業所、担い手への支援や補助を求めていくことが重要課題です。

職員の処遇改善についても、ひきつづき経営活動の前進を図り、計画的に進めていきます。

④ 経営改善と対策は待ったなしです。

2021年度介護報酬改定に対して、各地で積極的な対応がはかられ、加算の対応や介護の質の向上や医療との連携、法人内の事業所間の連携などが追求されてきました。あらたなLIFE(科学的介護)に対すとりくみのほか、BCP(事業継続計画)の検討、虐待防止など運営基準改定への対応、ハラスメント対策や規程化がはかられつつあります。

この改定は、結果としては、介護施設や事業所に対する財源はまわってこず、現場では次々に新たな対応せざるを得ない改定であり、官僚的な統制が強化されるものばかりでした。

これまでの報酬改定も実質的にはマイナス改定の連続にも関わらず、忙殺されている介護現場のあらたな負担が課せられました。

人手不足で悩む介護現場にとっては、さらなる効率化が求められ、テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和ではとても解消できるものではありません。

利用者、家族にとっては、給付の範囲が狭められ、ますます利用しにくい制度となっています。

施設の入居費や食事代の補足給付の対象も狭められ、後期高齢者医療制度の改悪と重なり、利用負担、家族の負担も重くなるばかりです。

保険外の負担についても、食材量の高騰や水光熱費などの値上げもうけて、介護事業所や高齢者住宅等の食事代などの見直しもせざるを得ない実態となりました。

この3年間は、コロナ感染がケアも経営も直撃し、大打撃となりました。

事業の休止や縮小、利用控えの影響も大きく、実質的な利用者減少による大幅な減収と感染対策費用の増大によって大変厳しい事態に直面しました。

2023年度は、あらためてコロナ感染拡大以前からの自らの弱点を克服し、あらためて予算の達成とともに、法人内の機能をフルに活用する上で、全役職者とともに、とくにケアマネジャー集団の議論と事業所間連携の具体化も始まっています。

人材確保とともに、とくに居宅介護支援、通所介護、小規模多機能、訪問看護の経営改善と対策は急がれます。全ケアマネ会議とその後の事業所間の情報の共有と連携、経営対策についてもすすみつつあります。

地域の相談窓口の拡大と地域活動の再開の具体化とともに、どこの事業所も予算収益と利益予算の超過達成で黒字化をめざして取り組んでいます。

⑤ リスク管理と、法令遵守にしっかり対応できる事業所の整備と対策

施設・事業所管理者を中心に指定基準や報酬・加算要件などの理解と整備をすすめます。

介護事故は一時期より大分減少してきたものの、一定発生しています。発生時の対応と防止・改善のための検討をひきつづきすすめます。損害賠償の対応や警察の介入への対応についても、あずみの里の事件から学びつつ、弁護士と相談しつつ、対応をすすめています。

苦情対応についても、深刻な介護事故とともに全事業所から集約し、センター長が参加する苦情処理・第三者委員会にかけ、現場での対策を確認しています。

法人の内部点検については、運営指導が再開されているとの情報ですので、いつ来ても対応できるように整備をすすめます。ひきつづき、事業所管理者による指定基準チェックシートや加算要件チェックシートにもとづく事前点検と指定基準の理解をすすめます。

管理運営会議での管理者研修では、管理者自らが人員基準の解釈などについての学習が始まっています。

高齢者虐待の防止やハラスメント対策、感染と災害時の BCP(事業継続計画)の作成と整備が急がれています。2023 年途中にセンター・事業所単位で作成し、訓練などのとりくみを開始します。

2. 2023 年度事業計画と中長期経営計画について

2023 年度は、介護報酬はありませんが、2024 年度からの介護保険制度・介護報酬改定にむけての対応と対策を検討する年度となります。介護保険制度と介護報酬の見直しの審議が始まっています。

新しい多機能型のサービス事業形態も検討されている状況もあり、それらを見極めつつ、事業転換についても検討をすすめます。

6 月 19 日には、「全世代型の社会保障」制度の構築に向けて健康保険法や介護保険法などを改正する法律が公布される見込みです。

この改定では、要支援の高齢者対象のケアマネジメント「介護予防支援」の担い手をめぐるルールが変化し、居宅介護支援の事業所も地域包括支援センターのように市町村から指定を受けて実施できるようになります。施行は 2024 年 4 月 1 日です。政府には地域包括支援センターの業務負担の軽減につなげる狙いがあると伝えられています。「介護予防支援」の指定を受ける居宅介護支援の事業所がどこまで増えるかは不透明であり、現場の関係者の間では「今の報酬水準では難しい」との声も多く、これは次の報酬改定でも論点となります。

改正介護保険法ではこのほか、介護施設・事業所の収益や費用などを会計年度ごとに自治体へ報告することを原則すべての介護事業者に義務付けるものとなっています。

経営実態の”見える化”を図り、今後の施策の精度を高めることが目的とされ、施行は同じく 2024 年 4 月 1 日からとなります。

コロナ禍での支援対策として行われた医療福祉機構からの融資を受け、長期借入金の返還計画もふまえて中長期の経営計画をたてる必要があります。

また、2024 年度の制度改定では、複合的な事業形態の新たなサービスの導入も検討されているため、事業転換のあり方も検討する必要があります。

コロナ禍での利用者の確保困難な状況、陽性者の発生によるサービスの休止や縮小のリスクを抱えながらの事業運営、職員確保困難による職員体制の不安定な状況、この間の物価高騰による費用増の影響などは、2023 年度も引き続き継続することから、今年度と同様に厳しい情勢は変わりありません。

一方で、この間の業務改善や事業所での意思統一などから利用者確保の取り組みにより安定的な収益確保が進んできた事業所もあります。現状では法人の多くの事業所が、定員や配置職員数に対する利用者数との間に大きな乖離があります。

法人全体での費用削減等の取り組みを進めることも重要ですが、すべての事業所が定員数や職員配置数にあった必要な利用者確保を進めることができれば、現在の事業の大規模な転換等はなくとも十

分に収支の黒字化、必要利益の達成は可能となります。

2023年度の必要利益(事業活動収支差額上での)は、3000万円としましたが、2000万円の到達点となりました。

業務改善とサービスの質の向上と営業と宣伝を広げ、利用者数の目標の超過達成をすすめ、法人全体での必要利益を確保するための意思統一をすすめています。

コロナ禍の情勢でも新規利用者の確保を進め、すべての事業所が必要利益を確保できる収益(利用者確保、各種加算等の検討)をめざすことを必須事項とします。委託事業等収益が固定されている事業を除いて、すべての事業所が定員や配置職員数に対する利用者数を最大限までやりきることを基本として予算編成を進めました。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は加算取得額を上記に充当し、必要な対応を行います。物価高騰による費用増の影響が大きいため、各種費用の削減をひきつづき検討します。修繕については必要最低限度まで抑制していく必要があります。

設備投資の面では、優先順位を付け、設備の維持管理上最低限の設備投資とします。年間2,000万円を上限とします。なお、2022年度の特養IT導入の補助金が年度繰越のため2023年度の対応となりました。

中長期的には、これまでの事業と活動の再構築と、施設のリニューアルも視野に、災害や感染があっても盤石な事業経営の基盤づくりと合わせて、借入金の返済と資金確保の両方をみて、資金が確保できる経営構造づくりをすすめます。

特養が建設されて30年を経過しており、老朽化にともなうリニューアルの計画を検討しなければならないタイミングとなっています。地域状況や法人の主体的力量もふまえて、今後の事業転換のあり方についても検討をすすめます。

以上